



有害鳥獣による 被害防止対策の強化について

日本共産党
土田 政己

問 有害鳥獣による農作物等の被害が、全道的に増える状況にあるといわれています。市内における農作物等の被害状況について。

答 当市における有害鳥獣による農作物の被害については、特にエゾシカ及びアライグマによる食害が多く発生しており、平成24年度の農作物の被害額は約330万円程度の状況です。



LED鳥獣忌避装置

問 有害鳥獣による農作物等の被害防止対策の強化について。

答 有害鳥獣の捕獲実績については、平成24年度はエゾシカ72頭、アライグマ54頭、ヒグマ2頭、カラス357羽、キツネ11頭、タヌキ3頭で、本年度は、8月末現在でエゾシカ34頭、アライグマ25頭、ヒグマ1頭、カラス132羽、キツネ2頭、タヌキ1頭を捕獲しています。

今後の被害防止対策については、国補助を活用した電気牧柵設置事業等、これまでの被害防止対策を継続し、本年度からエゾシカを捕獲したハンターに1頭当たり6千

円の助成金を交付して、エゾシカ捕獲強化を図る事業、さらに夜間での有害鳥獣の追払いに有効な「動物駆逐用煙火消費保安手帳」の取得講習会の開催など被害防止対策の強化を行っています。

問 今年度から実施されているLED鳥獣忌避装置設置による被害防止の効果について。

LED鳥獣忌避装置については、本年度4基購入し、市内4箇所に設置しており、設置付近でのヒグマの目撃情報やエゾシカ等の被害もないことから一定の効果が得られているものと考えています。

市営野球場の 改修について

新風会
多比良和伸

問 市営野球場は施設の老朽化に伴い各所にほこりが出ています。今後の改修へ向けた取組みについて伺います。

答 昭和56年に全面改築して以来30年を超える施設であり、これまで大規模な改修等は行つておらず、その都度必要な修繕を行い、維持してきました。しかし、年間利用者が1万6千人を超える施設でありながら、スコアボードの腐食、ボーダー内のカウント表示の不備、バックネット、フェンス及び防護柵の腐食、ダッガーアウト設備、観客席のベンチ、グラウンド状況や排水管の老朽化など、全体的に劣化が進んでいるため、改修が必要だと認識しています。このため、市建設部において、公園施設長寿命化計画策定への取組みをしていましたから、併せて市営野球場も調査・検討しているので、教育委員会としては、その結果を待つて、具体的に検討していきたい。

市建設部の長寿命化計画と並

行してぜひ検討していただきたいのが、スポーツ振興宝くじ、いわゆるサッカーカーくじ、totoの助成金です。この助成金は上限1億円、補助率3分の2ということで、野球場の芝の張替え以外の改修にも利活用が出来ます。また、夕張市などでも取組まれている『ネーミングライツ』いわゆる施設命名権を導入することにより今まで以上上の維持管理が出来ないものか伺います。

答 そういうふた助成金並びに命名権に関しても今後の研究課題として取組みます。



野球場スコアボード

防災対策について

市民クラブ
増山 裕司

問 避難情報の伝達方法の現状と、防災行政無線の導入について伺います。

答 避難情報には、避難準備情報、避難勧告、避難指示の3種類があります。いずれの場合も、市からテレビ、ラジオの放送事業者へ速報などの放送を依頼するほか、広報車による地域での呼びかけ、町内会の連絡網、ホームページ、携帯電話の緊急速報メールによる伝達を行うと共に、場合によっては、商工会議所の街頭放送を利用して、速やかに避難準備や避難ができるよう情報を伝達していきます。

防災行政無線の導入は、機材購入に数億円の費用がかかるため、現状では難しい状況ですが、他の効果的な伝達方法や他市の状況も参考にして研究していきます。

問 備蓄品の種類及び備蓄量について伺います。

答 昨年度より福祉避難所の機能の確保を含めて備蓄品を整備しており、アルファ米・パン・保存水



問 総合体育館耐震工事中の代替避難所について伺います。

答 体育館改修工事は、平成26年8月29日までとなつており、工事期間の代替避難所は、砂川中学校砂川小学校を予定していますが、災害の状況によつては、北海道に依頼し、砂川高校を避難所として開設することも想定しています。

各1千200人分、毛布・アルミマット各1千600枚、石油ストーブ24台、紙おむつ、生理用品を購入しており、今後も備蓄品の種類及び備蓄量について、継続的に検討しています。

市立病院の経営形態の変更について

市民の声
小黒 弘

問 市立病院の経営形態が地方公営企業法の一部適用から全部適用に変更する方向性が示されたようですが次の点について伺います。

①全部適用と、一部適用の仕組みの違いはどのようなことか。

②経営形態の変更による患者さんへの影響について。

③今後の移行へのスケジュールについて。

答 ①組織の関係においては、予算原案の作成や職員の任免、給与などについて、市長から相当程度独立した権限が与えられる事業管理者を設置することになります。

なお、事業管理者は市長が任命するものであり、その身分は特別職で任期は4年です。

②全部適用に移行しても、砂川市直営の公立病院であることには変わりなく、現在の診療内容や医療費が変わることはありません。

③移行の時期は平成26年4月1日とし、全部適用に伴う条例等につ



いては、12月定例会で上程する予定です。

問 「災害時要援護者支援制度」について国の動向を伺います。

答 国は今年6月に災害対策基本法を改正し、災害時の避難、特に支援を必要とする方々の名簿の作成を市町村長に義務付け、名簿の作成に必要な個人情報の利用が可能となるよう個人情報保護条例との関係を整理し、避難支援者に情報提供を行う制度を設けました。

災害時要援護者支援制度について